

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告示〉

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 一
- 右 同 三
- 結核指定医療機関の指定 三
- 保安林の指定をする予定である旨 三
- 建築基準法に基づく指定確認検査 三
- 機関の住所等の変更 三
- 開発行為に関する工事の完了 四
- 一般競争入札の実施 五

の通知

〈公告〉

告示

奈良県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		居宅サービスの種類	

株式会社アイ・オーエ	奈良市三確二一四一	介護センター	吉野郡大淀町比曾一〇	通所介護	平成十六年九月一日
株式会社アイ・オーエ	奈良市三確二一四一	介護センター	吉野郡大淀町比曾一〇	訪問介護	平成十六年九月一日
奈良県済生会	一	病院居宅介護支援事業所	御所市大字三室二〇	居宅介護支援事業	平成十六年八月一日
医療法人平成記念病院	橿原市四條町八二七	医療法人平成記念病院居宅介護支援事業所	橿原市四條町八二三一	居宅介護支援事業	平成十六年八月一日
医療法人平成記念病院	橿原市四條町八二七	医療法人平成記念病院訪問看護ステーション	橿原市四條町八二三一	訪問看護	平成十六年八月一日
有限会社かわい	桜井市大福二四二一	マザーズかわい介護支援センター	桜井市大福二四二一	居宅介護支援事業	平成十六年八月十六日

株式会社ア・ウエス	香芝市真美ケ丘六一九 一三二一五	訪問介護事業所あっぱれ	大和郡山市小泉町一六一四二二	訪問介護	平成十六年八月一日
株式会社すまいる	香芝市上中五二七一一	株式会社すまいる斑鳩支店	生駒郡斑鳩町龍田西二一三 リバーサイド龍田三〇二	居宅介護支援事業	平成十六年九月一日
有限会社あインターネット	大和郡山市満願寺町八一四一二七	有限会社あインターネット	大和郡山市満願寺町八一四一二七	訪問介護	平成十六年八月十六日
株式会社日本ユニケア	奈良市登美ケ丘六一二一	ハーモニー・ヘルパーステーション	生駒市東新町四二〇石丸ビル二〇二	訪問介護	平成十六年九月一日
株式会社日本ユニケア	奈良市登美ケ丘六一二一	ハーモニー・ケアプラセンター	生駒市東新町四二〇石丸ビル二〇二	居宅介護支援事業	平成十六年九月一日
株式会社アイ・オーエス	奈良市三碓二一四一一 四一〇一	介護センターいふくろうの里吉野	吉野郡大淀町比曾一〇七一六	居宅介護支援事業	平成十六年九月一日
ス	四一〇一	の里吉野	七一六		

有限会社カームス	橿原市葛本町六七四一 二	デイサービスセンター白い家	香芝市穴虫八四一一	通所介護	平成十六年九月一日
有限会社カームス	橿原市葛本町六七四一 二	居宅介護支援センター白い家	香芝市穴虫八四一一	居宅介護支援事業	平成十六年九月一日
有限会社おくの介護ステーション	大和郡山市小林町四七六一四三	おくの介護ステーション	大和郡山市小林町四七六一四三	訪問介護	平成十六年九月一日
株式会社山和タンス店	大和郡山市堺町三三	福祉用具貸与事業所山和タンス店	大和郡山市堺町三三	福祉用具貸与	平成十六年九月一日
有限会社ふれあい	北葛城郡新庄町西室二二四	有限会社ふれあいケアサポート	北葛城郡新庄町西室二二四	訪問介護、訪問入浴介護	平成十四年七月一日
株式会社エバカラー	大阪市浪速区桜川三一 一〇二八	エバ奈良ステーション	生駒市高山町一〇八七二	訪問介護	平成十六年八月一日
有限会社東和技研工業	宇陀郡榛原町大字額井一〇六八	五楽の里	宇陀郡榛原町額井一〇六八	福祉用具貸与	平成十六年九月一日
	〇六		二〇六		

奈良県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
薬局コスモス	橿原市葛本町六七四―二	居宅療養管理指導	平成十六年八月一日
医療法人堀内医院	北葛城郡新庄町忍海三三八―四	居宅療養管理指導	平成十二年五月一日
ますだクリニク	吉野郡吉野町上市六七	居宅療養管理指導	平成十五年二月八日

奈良県告示第三百十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
二上駅前診療所	香芝市穴虫一〇四五―一	平成十六年九月一日

奈良県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 保安林子定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字出谷三〇、三一の五、大字上湯川五〇の二五、大字野尻五八六、五八七の二、大字大谷二四七、大字滝川六
 - 二 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第七十七条の二十一第二項の規定により、次のとおり指定確認検査機関から住所及び確認検査の業務を行う事務所所在地を変更する旨の届出がありました。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

指定を受けた者の名称	住所及び確認検査の業務を行う事務所所在地	変更年月日

財団法人なら建築住宅
センター

(変更前)
奈良市大森町五七番地三
(変更後)

平成十六年十月一日

(一) 本店 奈良市大森町五七番地三
地三
(二) 中和支店 大和高田市大字
大中一六番地四

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年九月二十五日第七二一五〇号

平成十六年七月三十日第七二一五〇一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十六日第六〇九九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月十六日第三四八八号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市今泉一一九八番地ノ一五、一一九八番地ノ一六及び一一九八番地ノ一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉一一九八番地ノ一四

酒井育祐

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市今泉一一九八番地ノ一六及び一一九八番地ノ一八

下水道 香芝市今泉一一九八番地ノ一六の一部

一 許可番号

平成十六年三月十一日第七二一一三八号

平成十六年六月二十九日第七二一一三八一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十七日第六一〇三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字倉橋一二九一番地ノ二及び一二九二番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字粟殿四三二番地ノ一

桜井市長 長谷川明

一 許可番号

平成十六年六月四日第七二一一八三号

平成十六年九月九日第七二一一八三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十六日第六一〇一号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市今泉三七三番地ノ一、三七三番地ノ三、三七四番地ノ一、三七五番地ノ一及び三七六番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田一丁目二番三九号

出光興産株式会社関西支店 支配人 佐藤秀二

一 許可番号

平成十六年六月十日第七四一一二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十六日第六一〇二二号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡河合町大字穴闇四八番地ノ一並びに大字川合一〇二一番地、一〇二二番地ノ一及び一〇二二番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区宮原町二丁目一九番地ノ四
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

一 許可番号

平成十六年六月二十五日第七四一五〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十七日第六一〇四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月十七日第三四八九号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市矢田山町八番地ノ一、八番地ノ二、八番地ノ三、八番地ノ四、八番地ノ五、八番地ノ六、八番地ノ七、八番地ノ八、八番地ノ九、八番地ノ一〇、八番地ノ一一、八番地ノ一二、八番地ノ一三、八番地ノ一四、八番地ノ一五及び八番地ノ一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町五丁目三番地ノ二〇

株式会社福岡屋住宅流通

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市矢田山町八番地ノ一五及び八番地ノ一六
下水道 大和郡山市矢田山町八番地ノ一五及び八番地ノ一六の各一部

一 許可番号

平成十六年七月六日第七四一四五号

平成十六年九月八日第七四一四五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十七日第六一〇五号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町馬見中一丁目六番地の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字桜井五〇二番地
学校法人冬木学園 理事長 冬木智子

一 許可番号
平成十六年七月二十九日第七四一五二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月十六日第六一〇〇号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市中町二一六番地ノ五及び二一六番地ノ六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市中町二一六番地ノ五

株式会社タミヤ 代表取締役 田宮誠

橿原市内膳町一丁目一番二五号

田宮尚典

(仮称)精神医療総合センター整備事業(建築工事)に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の六第一項の規定により公告します。なお、この工事は、予定価格及び低入札価格調査基準額の事前公表を行う建築工事です。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 競争入札に付する工事の概要

1 工事名

(仮称)精神医療総合センター整備事業(建築工事)

2 工事場所

橿原市四条町地内

3 工事概要

- (一) 鉄筋コンクリート造三階建(ただし、一部通路棟にあつては、鉄骨造二階建) 建築面積 二、〇二九・五一平方メートル
- 延べ床面積 五、四九九・六一平方メートル
- (二) 旧伝染病棟解体除去
- 延べ床面積 九三二・〇〇平方メートル

(三) 外構工事一式
4 工事期間

十三の奈良県議会の議決後約十五箇月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち、建築一式の資格を有する建設業者三者又は四者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、三に掲げる競争入札参加資格の

確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は、二以上の共同企業体の構成員となることはできません。

1 共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）の出資比率は、三者で共同企業体を構成する場合にあつてはいずれも二十パーセント以上、四者で共同企業体を構成する場合にあつてはいずれも十五パーセント以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は最大と同比率であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

(一) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者であること。

(二) 施行令第六十七條の四の規定に該当する者でないこと。

(三) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

(四) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社内藤建築事務所
所在地 京都市左京区田中大堰町一八二

(五) 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(六) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(七) 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(八) 共同企業体の代表者にあつては県内に本店を有し建築一式工事の格付けがA等級に位置づけられる者又は県内に営業所（建設業法第三条第一項に規定するものうち本店を除いたもの。以下「営業所」といいます。）を有する者で、かつ、同法第二十七條の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における建築一式工事の総合評点が千点以上の者で、代表者以外の構成員（以下「その他の構成員」といいます。）にあつては県内に本店を有し建築一式工事の格付けがA等級に位置づけられる者又は県内に営業所を有する者で、かつ、経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評点が八五〇点以上の者であること。ただし、その他の構成員のうち(十)に掲げる工事実績を求める構成員以外の構成員については、県内に本店を有する者であること。

(九) 共同企業体の代表者にあつては経営事項審査の結果における建築一式工事の平均完成工事高は予定価格の三分の二以上、その他の構成員にあつては予定価格の構成員数分の一以上の者であること。

(十) 共同企業体の代表者にあつては過去十年以内に竣工した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の病院の新築・増築・改築工事（当該部分の延床面積が三千平方メートル以上のもの。以下「同種工事」といいます。）の元請実績を有すること。その他の構成員のうち一者は過去十年以内に竣工した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院、診療所の新築・増築・改築工事（以下「類似工事」といいます。）の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者にあつては出資比率が二十パーセント以上、その他の構成員にあつては十パーセント以上の場合に限ります。

3 共同企業体構成員は、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中一名以上

専任で配置できること。

(一) 共同企業体の代表者にあつては、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて、入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者に限ります。以下同じ。）

(二) 共同企業体のその他の構成員のうち(十)に掲げる工事実績を求める構成員にあつては、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した類似工事の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者（入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者に限ります。以下同じ。）

(三) (一)及び(二)以外の構成員にあつては、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する監理技術者又は主任技術者

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする共同企業体は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）に当該共同企業体の構成に関する協定書（以下「協定書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を添えて知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書、協定書及び資料の様式の配布

申請書、協定書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年九月二十八日（火）から十月十三日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前九時から午後五時（十月十三日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

橿原市四条町八四〇 奈良県立医科大学内
奈良県土木部営繕課医大整備グループ（大学本館三階）

2 申請書、協定書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年十月十二日（火）及び十月十三日（水）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

橿原市四条町八四〇
奈良県立医科大学本館三階小会議室

(三) 申請書、協定書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年十月十八日（月）に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった共同企業体は、その理由について説明を求めることができません。この場合には、十月二十七日（水）午後四時までにその旨を記載した書面を奈良県土木部営繕課医大整備グループ（奈良県立医科大学本館三階）まで持参してください。書面の提出があつた場合には、十月二十九日（金）までに回答します。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与

競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体に対し、入札説明会を開催し、希望者には設計図書等（図面、特記仕様書その他の書類をいいます。）を貸与します。

1 日時

平成十六年十一月一日（月）午前十時

2 場所

橿原市四条町八四〇
奈良県立医科大学本館三階小会議室

3 その他

貸与を受けた設計図書等は入札執行までに返還するものとします。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年十一月十七日（水）午前十時

2 場所

橿原市四条町八四〇

奈良県立医科大学本館三階小会議室

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵送及び電送による入札は、取り扱いません。

2 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

七 入札保証金及び契約保証金

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）に定めるところによります。

八 入札者に要求される事項

1 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

2 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

九 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、虚偽の申請を行った者とした入札及び入札心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。

十 入札中止条件

この入札手続執行途中で、競争入札参加資格があると確認された共同企業体が三者未満であるときは、その段階で入札手続及び入札を中止することがあります。

十一 契約書の作成

作成を要します。

十二 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者

と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

十三 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員のうち一者以上が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った構成員を除いて協定書を変更した場合には、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め二者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

十四 予定価格及び低入札価格調査基準額

この工事の予定価格及び低入札価格調査基準額（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、次のとおりです。

予定価格 一、三五八、二九〇、五〇〇円
低入札価格調査基準額 一、一五四、五四六、九二五円

十五 その他

詳細は、入札説明書によります。

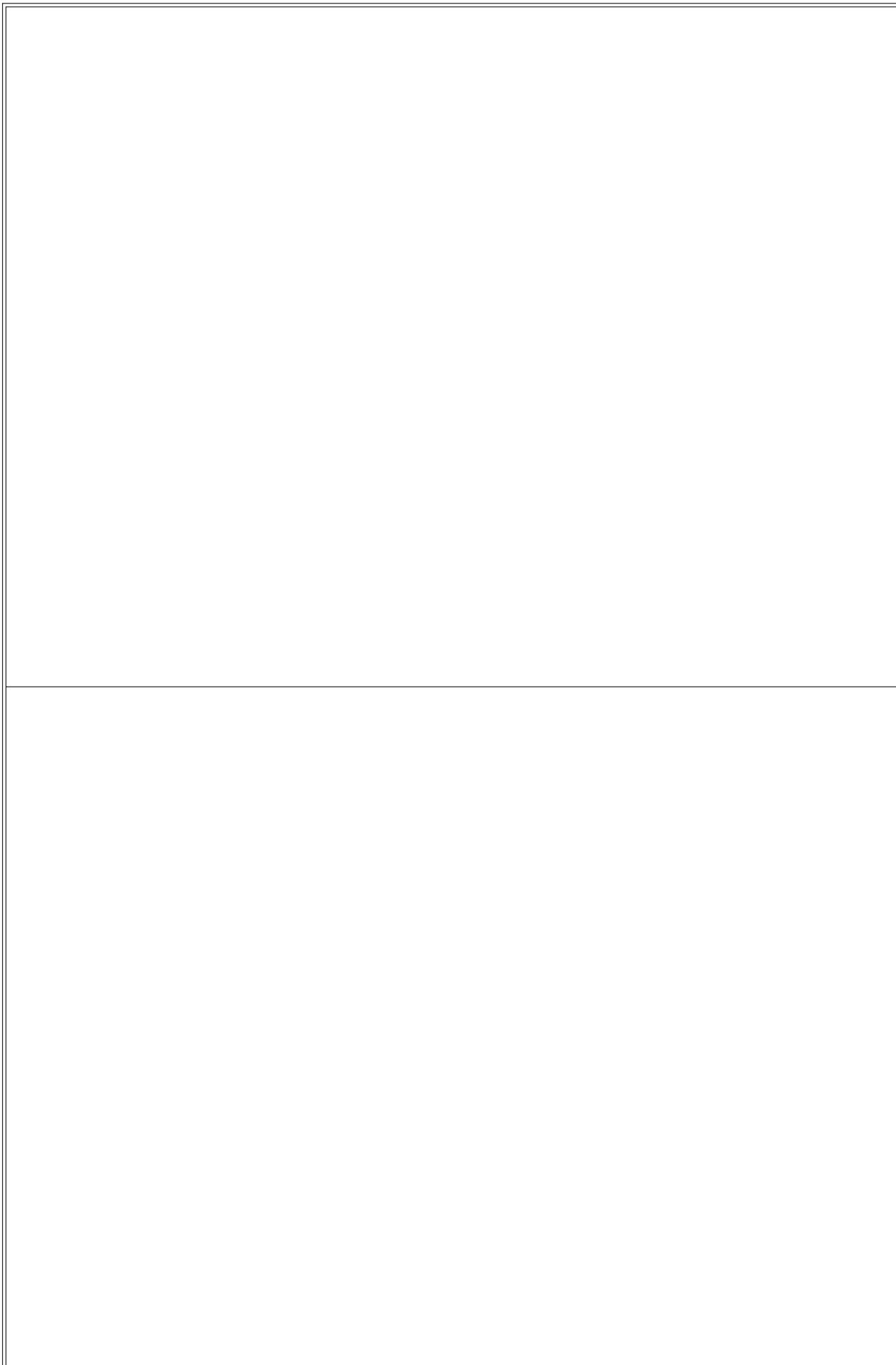
十六 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等並びに申請書、協定書及び資料に関する問い合わせ先

1 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地
〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部営繕課計画調整グループ（奈良県分庁舎六階）
電話（直通） 〇七四二一七五九六

2 申請書、協定書及び資料に関する問い合わせ先
〒六三四一八五二一 橿原市四条町八四〇 奈良県立医科大学内

奈良県土木部営繕課医大整備グループ（大学本館三階）
電話（直通） 〇七四四一二九一八八〇一



【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。